

令和8年5月吉日

患者様及びご家族様各位

運動器リハビリテーション実施時間変更のご案内

平素より当院の診療にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和8年度の診療報酬改定に伴い、運動器リハビリテーションに係る1日最大実施可能時間の基準が変更されることとなりました。

これまで、運動器リハビリテーションは1日あたり最大3時間までのリハビリが可能となっておりました。しかし、令和8年6月1日からのリハビリテーションにつきましては、1日当たりの最大実施可能時間が2時間までとなります。

本改定は、国の制度に基づくものであり、当院においてもこの基準に沿ってリハビリテーションを実施してまいります。

なお、限られた実施時間の中でも、リハビリテーションの質を維持し、患者様の回復を最大限支援できるよう、個々の状態に応じた最適なりハビリテーションの提供に努めてまいります。患者様及びご家族の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月まで	令和8年6月から
1日最大3時間	1日最大2時間

【運動器リハビリテーションの主な対象疾患】

大腿骨、骨盤、脊椎、股関節もしくは膝関節の骨折、又は2肢以上の多発骨折

大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態

股関節又は膝関節の置換術後の状態

ご不明な点がございましたら、職員までお気軽にお声がけください。

茨城リハビリテーション病院

院長 篠田 雄一